

# 小金井市保健福祉総合計画策定支援委託プロポーザル実施要領

## 1 業務の概要

### (1) 件名

小金井市保健福祉総合計画策定支援委託

### (2) 事業の目的

小金井市保健福祉総合計画（以下、「計画」という。）について、前回の策定より社会経済情勢も変化していることから、令和4年度、5年度の2か年をかけて、計画の全体的な見直しを行う。計画策定に当たっては、今日の福祉の考え方に立ちつつ、国や都の動向を踏まえ、政策方針や内容等を計画に反映させる必要がある。また、基礎的な統計等をもとに市の現状を調査・分析し、さらに市民ニーズを広くとらえる事が重要と考えられるため、業務の支援について、高い技術力や豊富な経験を有する事業者を選定し、令和6年度から令和11年度（6年間）の計画を策定することを目的とする。

### (3) 業務の内容

※別紙仕様書（案）のとおり

### (4) 履行期間

契約確定日の翌日から令和6年3月15日まで

### (5) 予算額（見積限度額）

26,134,000円

（消費税及び地方消費税を含む。以下各年度の予算額も同じ）

令和4年度予算額 16,830,000円

令和5年度予算額 9,304,000円（債務負担行為）

### (6) 支払方法

部分払い 第1回 令和5年4月

第2回 令和6年4月

なお、支払額は各年度の予算の範囲内とします。

## 2 実施方式

公募型プロポーザル方式

## 3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選定するために「小金井市保健福祉総合計画策定支援委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

## 4 契約の相手方の決定方法

あらかじめ定められた審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行い、

候補者及び次点者を選定します。

本業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と小金井市は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉がまとまらない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。

## 5 資格要件

本プロポーザルへ参加するための資格要件（以下「資格要件」という。）は、次に示す全ての事項に該当する者とする。

- (1) 「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により物品買入れ等競争入札参加資格を有する者で、申請先自治体に「小金井市」の登録がされていること。又は現に登録がない者で、本件契約手続き開始までに「東京電子自治体共同運営電子調達サービス」により入札参加資格審査申請を行い、申請先自治体に「小金井市」の登録を行うことができる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 小金井市から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (4) 小金井市契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 受託者が、令和4年4月1日を基準として過去5年間に類似の業務の受託実績（履行完了業務に限る）を持つこと。

## 6 プロポーザル日程について

番号	内 容	期 日 等
1	プロポーザル実施要領等の配布	令和4年5月16日(月) ～ 令和4年5月30日(月)
2	参加資格申請書等の提出期限	令和4年5月30日(月)
3	資格審査の結果通知発送	令和4年6月2日(木)
4	質問票の提出期限	令和4年6月7日(火)
5	質問票に対する回答	令和4年6月10日(金)
6	企画提案書等の提出期限	令和4年6月17日(金)
7	第一次審査（書類審査）	令和4年6月21日(火)
8	第一次審査の結果通知発送	令和4年6月27日(月)
9	第二次審査（企画提案書の審査、プレゼンテーション及びヒアリングの実施）	令和4年7月5日(火)
10	第二次審査の結果通知発送	令和4年7月12日(火)
11	契約締結（予定）	令和4年8月上旬

## 7 プロポーザル実施要領等の配布場所及び期間

### (1) 配布場所

「15 問合せ先」のとおり

※市ホームページ (<https://www.city.koganei.lg.jp/>) からダウンロード  
できます。

### (2) 配布期間

令和4年5月16日(月)から5月30日(月)午後5時まで

※土曜日・日曜日・祝日を除く平日午前8時30分から午後5時まで  
(正午～午後1時を除く)

## 8 参加資格確認書類の提出

### (1) 提出書類

様式番号	提出書類の名称	部数
1	参加希望申請書	1部
2	会社概要及び類似業務実績	1部

### (2) 提出期限

令和4年5月30日(月)午後5時まで

### (3) 提出方法

持参又は配達証明付書留郵便による郵送(当日必着)のいずれかにより  
提出してください。

### (4) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

### (5) 資格要件の確認

提出書類を基に参加資格の確認を行い、令和4年6月2日(木)までに  
結果を申込者へ電話及び文書にて通知します。

## 9 質疑と回答

### (1) 提出書類 質問票(様式3)

### (2) 提出期限 令和4年6月7日(火)午後5時まで

### (3) 提出方法 電子メール又は持参

※電子メールで提出の場合は送信後、「15 問合せ先」に電話で通信確認を  
すること。電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わ  
ないこととする。

### (4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

### (5) 質問回答 令和4年6月10日(金)(予定)

※市ホームページに掲載します。(個別回答は行いません。)

## 10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類(全て任意様式)

提出書類の名称	規格等	提出部数
企画提案書	A 4、合計 20 頁以内、文字の大きさ 10 ポイント以上（注釈、図表等の記載を除く。）、両面印刷	8 部（記名 1 部、無記名 7 部）
スケジュール表	A 4、業務フロー及び業務スケジュール（令和 4 年度、令和 5 年度の 2 か年分）	
業務実施体制	A 4	
主任担当者及び個別担当者経歴	A 4	
見積書	A 4、税抜金額及び税込金額両方表示（内訳として、令和 4 年度・令和 5 年度毎の金額を記載すること）	

※企画提案書等は全て任意様式で作成の上、上表の順序で製本し、インデックスをつけ、簡易な A 4 ファイルで提出してください。

なお、無記名分においては、事業者名が特定される記述やロゴマーク等は削除した上で、副本として整えてください。

(2) 提出期限 令和 4 年 6 月 17 日（金）午後 5 時まで

(3) 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送（当日必着）のいずれかにより提出してください。

(4) 提出先 「15 問合せ先」のとおり

11 企画提案書の内容・記載を要する事項

- (1) 「仕様書」に記載された業務への支援提案
- (2) アンケート調査票作成、調査結果分析方法の工夫の提案
- (3) 国、都における保健福祉政策方針の把握、計画への反映方法の提案
- (4) 市の地域特性を踏まえた保健福祉の将来像への提案
- (5) 政策評価を見越した計画策定への提案

12 プロポーザル審査方法

庁内に審査委員会を設置し、提案内容について「選定審査基準」に基づき、第一次審査及び第二次審査を行い、各提案者の順位を決め、第 1 位の者を候補者として選定します。また、第 2 位の者を次点者として併せて選定します。

(1) 審査基準 別紙「審査基準」のとおり

(2) 第一次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された企画提案書等を対象に審査し、得点が高い順に上位 5 事業者を一次審査通過とします。

ただし、応募事業者が5者以下であった場合は第一次審査を行わないものとし、第二次審査において、企画提案書等についても併せて審査することとします。

(3) 第二次審査（企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 審査委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、候補者及び次点者を選定します。

なお、総得点が高得点であっても仕様書に沿わない場合や、得点が著しく低い項目がある場合は、候補者に選定しないことがあります。

また、応募事業者が一者のみであった場合も第二次審査は実施することとし、第二次審査の評価が一定の水準を下回った場合は不合格とし、再度候補者選定を行うこととします。

イ 審査は非公開とします。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング実施方法

(ア) 一者につきプレゼンテーション20分以内、ヒアリング20分程度とします。

(イ) 提出した資料を用いてプレゼンテーションを行います。

(ウ) 出席者は6人以内とし、実際の業務において責任者となる主任担当者は必ず参加してください。

(エ) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しない場合は、失格とします。

ただし、交通機関等の事故等真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡してください。

(オ) プレゼンテーションに機器が必要な場合は、会場に用意するスクリーン及びプロジェクター（有線又はUSB接続）の使用が可能です。ただしノートパソコン等その他の機器は持参してください。

### 13 審査結果

(1) 第一次審査の結果は、令和4年6月27日（月）に、企画提案書等を提出した全者に電話及び文書で通知します。

(2) 第二次審査（令和4年7月5日開催）の結果は、令和4年7月12日（火）に、第二次審査に参加した全者に電話及び文書で通知します。

(3) 候補者に選定されなかった参加者は、審査結果を通知した日の翌日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。

(4) 前項により説明を求められたときは、説明を求めることのできる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

### 14 留意事項

(1) 小金井市は、参加者が提出した資料（以下「参加者提出資料」という。）

を次のとおり取扱うものとします。

ア 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とします。

- (ア) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
- (イ) 虚偽の内容が記載されているもの
- (ウ) 見積書の通貨が日本円で記載されていないもの
- (エ) その他、設定した条件を満たしていない場合

イ 応募者から提出された書類等は、知的財産権に関する法的保護の観点から、参加希望申請書及び企画提案書の表題部分を除き返却します。(ただし、契約相手方となることが予定される者については、この限りではありません。)

ウ 小金井市が、本委託業務のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得て提案書の内容を無償で使用できるものとします。提出された書類は、選考を行う作業において必要な範囲で複製を作成することがあります。

- (2) 参加者は、参加希望申請書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出して下さい。
- (3) 小金井市が提供する資料は、小金井市の許可なく公表及び目的外に使用することはできません。
- (4) 応募に際して要した費用は、参加者の負担とします。
- (5) 提出後の企画提案書等の修正又は変更はできません。
- (6) 候補者が契約までに、応募資格等を喪失した場合や、契約に際して事故がある場合は、次点者を候補者とする場合があります。
- (7) 市ホームページ（入札契約情報）に掲載している「業務委託契約書（約款）」、「小金井市競争入札等参加者心得」及び「小金井市契約における暴力団等排除措置要綱」の内容を熟知のうえ参加して下さい。
- (8) 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結時に納付しなければなりません。ただし、小金井市契約事務規則第47条第2項各号の一に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがあります。

## 15 問合せ先

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

福祉保健部地域福祉課地域福祉係 担当：島田、北林、玉井

電話：042-387-9915（直通）

FAX：042-384-2524

E-mail：s050199@koganei-shi.jp